

第356号
平成31年
1月5日発行

道しるべ

一般社団法人 戸塚青色申告会

発行所

一般社団法人 戸塚青色申告会
横浜市戸塚区上倉田町449-2
戸塚法人会館 106号室
TEL 045(881)8558
FAX 045(861)3505
発行責任者 高橋愛子
印刷所:タクノ印刷



賀 正



謹んで新春の
お慶びを申し上げます

会員の皆様には、お健やかに
新年を迎えたこととお慶び申し上げます

一般社団法人戸塚青色申告会は
役員事務局が心を一つにして邁進してまいります
皆様のご多幸とご事業のご繁栄をお祈り申し上げます
本年もどうぞよろしくお願ひいたします

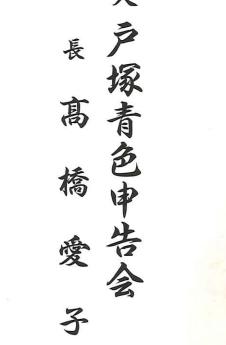
平成三十一年 元旦



一般社団法人戸塚青色申告会
会長 高橋愛子

新年明けまして
おめでとうございます
今年もよろしくお願ひします

会長 高橋愛子
副会長 小又貞子
副会長 森久夫
副会長 森栄子
理事 廣瀬光明
理事 牧野満
理事 阿部敏
理事 湯川光徳
理事 石井五雄
理事 鈴木繁
理事 相澤辰信
監事 青木伸久
監事 駒忠雄
監事 駒忠雄
事務局職員一同



謹んで新年の
ご祝詞を申し上げます

皆様にはお健やかによき新年を
迎えられたこととお慶び申しあげます
旧年中は税務行政に対しまして深いご理解と
多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます
一般社団法人戸塚青色申告会の更なるご躍進とともに
会員皆様のご多幸とご事業のご繁栄を
心よりお祈り申し上げます

平成三十一年 元旦

戸塚税務署

指導上席 個人第一統括官
副署長 田山崎二
対策室 筑馬原良二
美由紀俊和伸郎

新年明けまして
おめでとうございます
今年もよろしくお願ひします

一般社団法人戸塚青色申告会



平成30年度 納税表彰 受彰者紹介

昨年の11月19日(月) 平成30年度の納税表彰式が、戸塚税務署、戸塚県税事務所と戸塚、泉、栄区役所の共催で、戸塚区役所「8階会議室」にて開催され、日頃から納税業務等に貢献のあった方々に対し、表彰状・感謝状の授与が行われました。11月7日に市長公舎で市長表彰を高橋会長が受けられました。当会からの受彰者を紹介します。

■ 戸塚税務署長表彰 ■



駒 忠雄 監事



廣瀬 光明 理事 湯川 光徳 理事



相澤 辰信 理事



滝花 久寿 代議員

■ 戸塚税務署長感謝状 ■

■ 戸塚県税事務所長表彰 ■

■ 戸塚区長表彰 ■



高橋 愛子 会長



戸塚税務署長表彰受彰者



戸塚税務署長感謝状受彰者

～受彰された皆様、大変おめでとうございました～

平成30年分 決算・確定申告に向けてのチェックポイント

☆売上高の確認をしましょう！

年末に請求し年内に入金されなくても売上に計上します。

不動産所得の方は、未収入の家賃についても家賃収入に計上します。

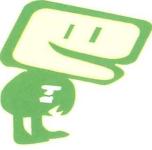
前年末に未収入金として収入金額に含めていた金額を、本年に入金された際再び収入金額に入れてしまっていますか？売上の重複計上になってしまっていますので収入金額から除いてください。

☆必要経費の中の家事関連費の整理

店舗兼住宅の固定資産税、水道光熱費、通信費、車輌関係費等の必要経費で、支払の際全額必要経費としている場合は、家事関連費（家事のために支出した金額）を整理し、各必要経費から除かなければなりません。

☆事業外収支に気を付けましょう！

預貯金の利息や株式の配当などや、事業用の資産の売却をした場合は、事業外の収入となり決算書の事業収入には含めません。各所得に応じて確定申告して頂く必要が生じる場合があります。



戸塚税務署からのお知らせ



確定申告書作成会場の開設期間について

戸塚税務署内の確定申告書作成会場の開設期間は、平成31年2月18日（月）から3月15日（金）までとなっております。また、受付時間は午前8時30分から午後4時まで（提出は午後5時まで）、相談時間は午前9時15分から午後5時までとなっております。

なお、会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。

※ 土、日曜日は開場しません。ただし、2月24日及び3月3日の日曜日は開場します。

※ 平成31年1月21日（月）から戸塚税務署の駐車場は使用できませんのでお車での来署はご遠慮ください。



マイナンバー制度について

税務署へ提出する申告書や申請書等には、マイナンバーの記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付が毎回必要です。

なお、マイナンバーカードでe-Tax送信すると、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

※ 国税に関するマイナンバー制度の最新情報は、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をご覧ください。【<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>】



医療費控除の明細書添付義務化について

平成29年分の確定申告から、医療費の領収書に基づいて必要事項を記入した「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました（領収書の提出は不要となりました。）。

※ 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）

※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細書の記入を簡略化できます。医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などの書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

〔①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、
薬局等の名称 ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称〕

（注）平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。



法定調書の提出について

「給与所得の源泉徴収票」や「報酬等の支払調書」等の法定調書の提出期限は、平成31年1月31日（木）です。法定調書を税務署へ提出する場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の添付及びマイナンバーの記載が必要です。（控にはマイナンバーを記載しないでください。）

※ 支払いを受ける者等に支払調書の写しを交付する場合にはマイナンバーを記載して交付することはできません。

※ 法定調書はe-Taxにより提出することもできます。



「確定申告書等作成コーナー」の利用について

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で「申告書」「決算書」が作成できます。作成した申告書等は、①インターネットで送信（e-Tax）、又は②印刷して郵送等により提出することができます。詳細は国税庁ホームページをご覧ください。【www.keisan.nta.go.jp】

戸塚税務署長講演会に参加して

戸塚青色申告会の会員になって初めてお話を聴く機会をいただきました。演題が「査察制度について」なので、「きっと堅苦しいお話しなのでは」と思っていました。国税庁の使命や任務から始まり、所得税申告は法律で決められている事、国税庁の下に国税局が13あり、その下に税務署が526あって、それぞれ関連した仕事をしている事、国税局に調査部と査察部があり、税務署にないというのを知ることができました。

脱税した人を罰するために情報収集から始まり、証拠となるものを確実にして、裁判所の許可を得てから裏付けのための強制捜査を経て告発するという大変な労力を費やしても6割から7割しか告発できないという現実を知り、少し残念な気持ちになりました。

真面目に所得税の申告をしている人にとっては許せない気持ちになると思います。新聞やテレビで報じられる脱税のニュースを今までとは違う目線で見ていくと思います。

ペンネーム ふうちやん



「ブルーリターンA」をお使いの皆様へ

会計ソフト「ブルーリターンA」をご利用の皆様には、毎年1月にバージョンアップソフトが送付されております。バージョンアップソフトをインストールすることによって、平成30年度の税制改正、青色申告決算書及び確定申告書の様式変更に対応することができますので、決算書・申告書の作成前にインストールしていただくようお願いいたします。

平成28年分の確定申告書から納税者、専従者、扶養家族（16歳未満含む）のマイナンバーの記載が必要になりました。ブルーリターンAでは情報漏えいなどがないように、データ内にマイナンバーが保存できないようになっており、申告会でご相談いただく場合は、マイナンバーが分かる形でお持ちいただくようお願いいたします。

「ブルーリターンA」をインターネット接続設定でご利用の皆様には、バージョンアップ版ソフトのCDが送付されず、インターネットを介して自動的にインストールがおこなわれます。バージョンアップ版ソフト公開時には、利用者の皆様にメールまたはFAXでご案内し、パソコンのデスクトップ画面右下の通知領域から「ブルーリターンA更新のお知らせ」が自動表示されます。ただし、スタートメニューの導入設定でお知らせの受取方法を“受取り不用”にされた方は自動表示されませんので、「BRAスタートメニュー」のお知らせ画面でご確認ください。

会の動き

◆予定

- | | | |
|----------|---------|-----------|
| 1月 8日(火) | 年末調整相談会 | (JA川上支店) |
| 1月10日(木) | 年末調整相談会 | (JA本郷支店) |
| 1月11日(金) | 年末調整相談会 | (JA本郷東支店) |
| 1月15日(火) | 年末調整相談会 | (JA和泉支店) |
| 1月16日(水) | 年末調整相談会 | (JA大正支店) |
| 1月17日(木) | 年末調整相談会 | (JA中川支店) |

お願ひ

転居や廃業をされた方、その他変更有の方は、事務局（TEL 045-881-8558）までご連絡をお願いいたします。税務署への届出が必要になることもありますので、ご相談ください。

ご注意
ください!!

現在、会報等を宅急便にてお送りしております。郵便局にて転居届を提出されていても、お届けすることができません。必ず事務局までご一報ください。